

近世後期の加賀藩前田家と摂家

——二条家・鷹司家との縁組を中心に——

千葉拓真

はじめに

一九七〇年代以降、近世の天皇・朝廷に関する研究は大きく進展し、天皇・朝廷は幕府を中心とした幕藩制国家の機能を分掌する一部・身分集団であるとする認識が主流となった。⁽¹⁾ 近世の朝廷は幕府に丸抱えにされ、大名は天皇ではなく將軍と主従関係を結んだ。領地・官位は將軍から大名に与えられるものであり、大名が儀礼などで天皇・朝廷と接触する場合、その多くに幕府が関与した。しかし同時に近世における公家と大名の間には、大名や旗本などと同様に「通路」・「兩敬」の関係があり、公家―大名―老中間の内証ルートの存在や婚姻、⁽³⁾ 文化交流、財政援助、朝廷儀禮などでつながりを有し、⁽⁴⁾ 幕末には公家大名の縁家間での政治情報

の往来や公家を介した京都手入が行われたことが明らかにされている。⁽⁵⁾ 以上の点から、幕藩制国家における天皇・朝廷の位置付けを明らかにする上では、朝・幕に加え、藩の存在も議論に組み込んでいくことが必要であると考える。

本稿では公家と大名家の関係を考える上で重要な要素となる、大名と公家との縁組について加賀藩前田家を事例として検討する。縁組は公家と大名家の間に血縁関係を形成するという点で、「通路」などの交際の在り方よりも公家との強固な関係を構築するものがあり、大名家の存続にも重要な要素となりうるため、「通路」や「兩敬」などよりも特殊な背景の存在を想定しうるからである。

大名の縁組は家格を基準として婚姻の範囲が規定され、⁽⁶⁾ 諸大名の家格を決定する構成要素として江戸城における殿席が重視されたとされている。⁽⁷⁾ 同時に藩主の婚姻の経緯・手続きは時の政治構

造・政治状況に規定されたことが指摘されている。⁽⁸⁾

平井誠二氏は、大名は次第に軍功に代わって貴種との血縁を望むようになり、公家と大名との婚姻については、大名側が血の「貴種」性を求め、公家側が大名家からの経済援助を求め、両者の利害が一致したことにより、江戸時代には広く行われたとし、荻生徂徠が『政談』において、大名が公家の家の貴種性を求めて縁組を行っていたと認識していたことを明らかにしている。⁽⁹⁾

しかし、近世の公家と大名家との縁組に関する研究は少なく、⁽¹⁰⁾未解明の部分が多い。その背景には基盤となる近世の天皇・朝廷研究や、大名と公家との縁組に関する事例蓄積と直接的な史料の少なさがあったと考えられる。そのため大名と公家との縁組を規定する要素や公家との縁組が大名家に与える影響、そして時期的な変化や、公家と大名の縁組に特有の在り方を追求することが難しかったと思われる。そうした中で平井氏の指摘は重要な意味を持つが、荻生徂徠の認識が、現実の大名と公家との縁組の状況はどこまで反映したものであるのか、大名が公家の価値を公家の血の貴種性のみに見出していたのか、なお検討の余地を残すものであると考える。

従って公家と大名家との縁組についてより深く理解するためには、縁組を規定する要素や縁組による影響、そして近世を通じた時期的な変化について、これまで指摘されてきた血の貴種化のほか、(1)公家の特性、(2)幕藩関係および藩政の状況、(3)朝

幕関係を踏まえて検討していくことが必要になると考える。

本稿において事例とする加賀藩前田家の縁組の全体像については、すでに帯刀千秋氏の論考があり、⁽¹¹⁾公家との縁組は、嗣子がすでに存在する場合、有力大名との再縁によって生じる恐れのある後継争いの回避のために、再婚相手として求められ、財政難の中で縁組を謝絶するケースもあったことが指摘されている。公家との関係については、近藤磐雄氏によって五代藩主前田綱紀の時期のみが詳細に検討されている。⁽¹²⁾しかし帯刀氏の指摘については、後述するように、当初から公家との縁組が決定されるケースがあり、財政問題も根本的な要因とは言い難い。近藤氏の研究は前田綱紀を顕彰する意味合いが強く、近世を通じた検討は行われていない。本稿は両氏の成果を基にしつつ、新たな史料を加え、近世後期の前田家と公家、特に摂家との縁組に注目し、①どのような摂家との縁組が行われたのか、②摂家との縁組は近世を通じて時期的にどのような変化を見せるのか、③摂家との縁組がどのような要素によって規定されたのか、という点について明らかにしていきたい。

一、一八世紀後半における摂家との縁組

近世の前田家は大名などと同様に、摂家とも「通路」⁽¹³⁾を有していた。表一は、加賀藩前田家と大名・旗本・公家・寺社などとの「通路」を列記した史料である。「御通路帳」・「御通路諸侯」とい

表一 加賀藩前田家と撰家との「通路」

撰家	通路帳① (享保)	通路帳② (天明)	通路帳③ (寛政)	通路帳④ (化政以降)	御通路諸侯
一条	○	○	○	○	○ (一条実良：天保6～慶應4)
二条	○	○	○	○	○ (二条斉敬：文化13～明治11)
九条	○	○	○	○	○ (九条幸経：文政6～安政6)
近衛	○	○	○	○	○ (近衛忠房：天保9～明治6)
鷹司		○	○	○	○ (鷹司輔熙：文化4～明治11)

* 「御通路諸侯」(加越能文庫 特一六・一三・七)、「御通路帳」

①享保十二・三年(加越能文庫 特一六・一三・九)、

②天明期(加越能文庫 特一六・一三・一〇)、

③寛政期(加越能文庫 特一六・一三・一一)、

④化政期～明治九年(加越能文庫 特一六・一三・八)より作成

* ○はその「通路帳」に記載があることを示す

* 「御通路諸侯」の項には記載のある人物のうち幕末期の当主の名とその生没年を記した

う史料に記載されている撰家の家名の一覧表である。¹⁴⁾

表一から、享保期までに、縁組を行った二条家をはじめとした撰家との「通路」が見られ、天明期までに全ての撰家との「通路」が成立していることがわかる。そして「御通路諸侯」には、五撰家全ての幕末～明治初期にかけての当主の名が記載されており、撰家と加賀藩前田家との「通路」は、近世を通じて幕末まで存続していたことがわかる。

その中でも前田家は一八世紀前半(元禄～寛延期)に二条家およびその縁家(有栖川宮)と、一九世紀(文化～安政期)には鷹司家と集中して縁組を行っている(表二：加賀藩主・公家との婚姻一覽)。前田家は全ての撰家と「通路」を有しながら、この二家とのみ縁組を行っている。

前田家と二条家との最初の縁組については、二条綱平の要請をうけた桂昌院の仲介により、最終的に徳川綱吉の命令として前田綱紀へ伝達される形で元禄一一(二六九八)年に決定されている。¹⁶⁾ それ以降、(1)享保二〇年と(3)寛延三年の二度、二条家との縁組が決定されている。(2)の縁組も有栖川宮職仁・簾中辰君が二条吉忠女・綱紀孫であることから、二条家との関係の延長線上にあると考えられる。実際にこの縁組は、有栖川宮職仁へ「政所」(辰君：二条吉忠女・前田綱紀孫)から内々に話を通され、職仁がこれを了承したことで加賀藩へ通達され、藩主宗辰がこれを了解したこと¹⁷⁾によって成立している。

表二：加賀藩藩主・公家との婚姻一覽

大名	家督	石高(石)	家格	詰間	官位	正・側室	女嫁先(家格)	家督以外男子	備考
前田	利家(天正11～慶長3)		外様		贈従一位 大納言 筑前守		三女万里小路充房室	次男利政の次 女四辻公理室	
	利長(慶長3～慶長10)	1200000(慶長5)			従三位 中納言 肥前守				
	利常(慶長10～寛永16)	1192760			従三位 中納言 筑前守		四女八条宮智忠室(東福 門院猶子として)養女竹 屋光長室		夫人は徳川秀忠女
	光高(寛永16～正保2)				正四位下 左小將 筑前守				夫人は家光養女(水戸頼房女)
	綱紀(正保2～享保8)			大廊下	従三位 参議 加賀守		六女二条吉忠室(元禄11年)● 養女(前田孝行女)三条西公 福室→綱紀六女の伽役として		
	吉徳(享保8～延享2)				正四位下 参議 加賀守		養女二条宗熙と縁組(享 保20年)●女二条宗基と 縁組(寛延3年)●		二条宗熙・宗基は双方との婚礼前に死去夫人 は綱吉養女(尾張綱誠女)
	宗辰(延享2～延享3)				正四位下 左中將 加賀守	有栖川宮職仁親王養 女と婚約(延享3年) ●			有栖川宮職仁の簾中は二条吉忠女・前田綱紀 孫
	重熙(延享4～宝暦3)				正四位下 左中將 加賀守				
	重靖(宝暦3)				正四位下 左少將 加賀守				
	重教(宝暦4～明和8)				正四位下 左中將 加賀守				夫人は紀伊宗将女
	治脩(明和8～享和2)				正四位下 贈従三位 参議 加賀守				
	斉広(享和2～文政5)				正四位下 左中將 加賀守	継室鷹司政熙女(文 化4年)▲	女鷹司輔熙と縁組(文政 10年)▲		最初夫人は尾張宗睦養女(松平勝当女)
	斉泰(文政5～慶応2)				正二位 権中納言 加賀守		三女二条基弘室● (明治期)		夫人は家斉女
	慶寧(慶応2～明治4)				従三位 贈従二位 参議 加賀守	鷹司政通女と婚約(天保2 年)▲継室鷹司政通養女(久 我建通女:安政5年)▲	四女有栖川宮威仁室五・ 六女近衛篤磨室		

●=二条家との縁組
▲=鷹司家との縁組

*『寛政重修諸家譜』統群書類従完成会、木村礎・藤野保・村上直
編『藩史大事典』三 雄山閣出版1989、帯刀千秋「加賀藩前田
家の縁組に関する考察」(田中嘉男『日本海地域史研究』第六輯
1984)より作成

(1) 享保二〇(一七三五)年：二条宗熙(18)前田吉徳養女・元文元年結納、宗熙死去により婚姻は行われず(19)

(2) 延享三(一七四六)年：前田宗辰(20)有栖川宮職仁養女(21)(有栖川宮職仁室は二条吉忠女・前田綱紀孫)、宗辰死去により婚姻は行われず

(3) 寛延三(一七五〇)年：二条宗基(22)前田吉徳女・宝暦元(一七五一)年結納、宝暦四(一七五四)年の宗基死去により婚姻は行われず

少なくとも一八世紀前半の段階では、前田家は二条家との新規の縁組を行う方向性を見せている。この点では、元禄一年の縁組に大奥や將軍綱吉が関与していたことも影響していたと思われる。しかし前田家は一八世紀後半以降二条家からの縁組要請を謝絶(24)し、二条家との新規の縁組に消極的な態度をとるようになる。二条家から前田家へは一八世紀後半以降に、少なくとも以下に挙げた六度の縁組要請があった。その中には前田家から二条家へ子女を嫁がせるケース(A)と、二条家から前田家へ子女を嫁がせるケース(B)の両方が想定されていたが、前田家はそのほぼ全てを謝絶している。

① 明和六(一七六九)年正月：「袖裏雜記」二二(26)(加越能文庫 特一六・二八・二〇・二二)(史料一)(A)

② 明和六年四月二十日「袖裏雜記」二二(加越能文庫 特一六・二八・二〇・二二)(A)

③ 寛政六(一七九四)年十二月七日：「政隣記」〔加賀藩史料〕第十編五八〇頁)(A)

④ 文化二一(一八一四)年八月：「御親翰帳之内書抜 雑之部」(27)(加越能文庫 特一六・二五・二二)(史料二)(B)

⑤ 文政元(一八一八)年十二月：「御親翰帳之内書抜 雑之部」(加越能文庫 特一六・二五・二二)(史料二)(A・B)

⑥ 文政二一(一八二八)年四月：「御親翰帳之内書抜」〔加賀藩史料〕第十三編八八三頁)(A)

史料一「袖裏雜記」二二 明和六年正月(加越能文庫 特一六・二八・二〇・二二)

(前略)

年内丹羽権平交代、三而罷帰候付、御覺書を以被仰倉候 中 將 殿(前田重教、加賀藩主)

息女之内御縁組御内談被仰合度候、御相応之息女無御座候ハ、(前田利精、大聖寺藩主)
松平備後守殿 息女有之候様被 聞召候、養女二被仕御縁組

被成度御沙汰ニ御座候旨、且旧臘津幡上総介殿江戸表へ御出府之節も、右御縁組之儀御申述候趣も、委曲於東武中将殿へ相達候処、先以被 思召付忝仕合被奉存候、乍然息女は未幼年之儀、其上指支之趣も御座候、且又備後守殿息女養女ニ被仕御縁組之儀も、是又差支之趣御座候、御重縁之儀ニ付被任仰度被奉存候へとも、無拠指支共ニ御座候故、乍心外御断被申上度御座候、此段宜可申述之旨被申付越候事、

史料一によれば、明和六年正月に二条治孝は藩主前田重教女との縁組を希望し、相応の息女がない場合は、分家である大聖寺藩主の息女を重教の養女とする形での縁組を希望していたことがわかる。この縁組の方式は享保二〇・寛延三年のケースと同様にA(前田↓二条)のパターンである。しかし藩主前田重教は、重教の息女が幼年であることに加え、「差支」(詳細不明)があるとし、大聖寺藩主の息女を養女とする件も「差支」があるとして、二条家からの縁組要請を謝絶するにいたっている。

史料二「御親翰帳之内書抜 雑之部」(加越能文庫 特一六・二五 二二)

④ 文化十一年八月

一二条様御内藤木右衛門より (この前田重孝) 勝千代様御縁女様御死去ニ

候へ者、二条様姫君様之内御縁組被 仰合度之義、内々御当地町人菅波屋三郎助迄申来候ニ付、外御一門様より御内約有之趣等、年寄中より詰人を以右衛門へ申達候事、

⑤ 同月(註：文政元年十二月)

一二条様より当夏御使者有之砌、此後御出生有之次第御縁約被 仰合度旨、被仰進候付、御請者追而可被仰上旨被 仰入候ニ付、御様子有之、当時江戸向之外者先被及御断候時宜合ニ御座候、(中略)彼是 御思慮も被為在候へ共、前文之訳故乍御迷惑被及御断候旨等被仰遣、甲斐守より以紙面申達、

史料二から、文化十一年のケース(④)では、二条治孝は勝千代(のちの藩主前田齊泰)と二条治孝女との縁組を希望したが、年寄中はずでに他の一門との内約があることなどを二条家へ告げている。また文政元年のケース(⑤)では、二条治孝は今後加賀藩前田家において子女の出生があった場合、縁組を希望する旨を伝えたが、藩主前田齊広は「江戸向之外」⁽²⁹⁾、この場合は大名(御三家・徳川一門を中心とする)以外との縁組を謝絶している時期であるとし、年寄長連愛から二条家へ縁組の謝絶を伝えている。⑤では藩主齊広が「江戸向」以外との縁組を行わないという論理を、縁組謝絶のための論理として二条家へ示していることがわかる。そして年寄が二条家へ縁組の謝絶を伝えていることから、この論

理は藩主斉広と年寄中との合意の上で示された論理であつたことがうかがえる。

しかし後述するように、この時期の前田家の縁組は、御三家及び徳川一門の溜詰大名にほぼ限られ(表五：一八世紀以降における前田家の当主・嗣子一覽)、「江戸向」以外との縁組謝絶は、単に二条家への縁組謝絶のための論理ではなく、現実の方針であつた可能性が高い。

以上のように、二条家との新規の縁組は、大奥・將軍の関与もあり、一八世紀半ば(元禄から寛延期)までは行われたが、少なくとも明和期以降には行われなくなり、文政期までに前田家の縁組候補から二条家は除外されたことがうかがえる。それは大名(「江戸向」)以外からの縁組を謝絶するという加賀藩の方針によるものであつたと考えられる。また史料一で藩主重教は「無抛指支」で「心外」だと述べており、前田家の内部事情が考慮されていたこともうかがえる。

一八世紀後半には二条家以外の摂家からも前田家へ縁組が要請されている。後に縁組を結ぶ鷹司家からは、寛政八(一七九六)年六月に前田家へ縁組の要請が行われている。

史料三「筆のまにまに」寛政八年六月二十一日条(金沢市立図書館)

館奥村文庫〇九四・〇・一六・三三

六月廿一日

(在在奥村尚寛)

一左之覚書 家 来 千田庄太夫方迄到来、

関白様姫君様御儀、

(後の前田重広)

龜 万千様江御縁組之儀、先達而被

仰込候所、御断被仰進候、然所強而再応被仰込候所、四月下

旬再度御断被仰進候、然上ハ此上被仰込候儀如何ニ思食候得

共、若 関東之御振合を被思食御断之儀ニ而も可有之歟、

左候得者、当春関東

(鷹司家司)

年頭使高橋兵庫頭被遣候節、A 堀田撰

津守様江御聞合被成候処、如別紙於 関東御差支無之段、御

返答に御座候、定而御一枚之御返答に而者有之間敷と奉存候、

右之趣ニ而ハ、関東御差支ハ無之儀と奉存候、B 若又 二条様

御釣合も被為有候ニ付、自然此御方様へ被対、如何ニも被

思食候儀も候ハんか、此儀ニ御座候得ハ、勿論御差支ニ不相

成、二条様より御口添も被為有候様ニ可被成との思食ニ御

座候、然共御国之御振合如何可有御座候歟と思食、未被仰込

候由ニ御座候、何れニ御家柄御懇望ニ付被仰込候処、右ニケ

条之儀ニ付御断ニも被及候事ニ御座候得者、余り御残念被思

食候との御事に御座候、

(中略)

五月廿四日

此覚書庄太夫より入内見候時、同席中へも及内談候上、難取

次旨庄太夫より為申遣C、

「筆のまに」は年寄奥村尚寛の職務記録であると思われる。

史料四は、荻野典葉大允という人物を通じて、鷹司家から関白政熙女と亀万千（後の前田斉広）との縁組を前田家側へ要請している史料である。史料から、鷹司家から何度も縁組の要請が前田家にあり、その度前田家が縁組を謝絶していたことがわかる。そして鷹司家側では、幕府向きへの支障（A）と、前田家と三度縁組を行った二条家との関係（B）が問題であると予測しており、この二つの問題へ対処した上で、前田家へ縁組の要請を行っていた。⁽³¹⁾

そして「御国之御振合如何」という部分から、鷹司家側が加賀藩の内政状況を考慮していたこともうかがえる。しかし、前田家側では、年寄中で内談が行われたが、荻野からの書状は藩主治脩には取り次ぎ難い、すなわち縁組の要請を謝絶しよう年寄中で詮議していたことがわかる（C）。

以上から、前田家による鷹司家からの縁組要請謝絶に関しては、幕府の方針や鷹司家・二条家側の事情ではなく、二条家のケースと同様、加賀藩独自の事情が影響していた可能性が考えられる。年寄中では撰家との縁組は藩主に取り次ぎ難いと認識していたことから、藩主治脩も撰家との縁組に反対の方針であったと思われる。なお明和期には一条道香と前田重教女との縁談が持ち込まれているが、前田家はこれを謝絶し、⁽³²⁾安永八（一七七九）年にもそれまで交際のあった高辻家を通じて、近衛家から近衛内前女と藩主前田治脩の嫡子斉敬との縁談が持ち込まれているが、⁽³³⁾これも成立

していない。一八世紀後半の前田家は、専ら撰家側から縁組を求められ、そのすべてを断っている。ではいつから二条家をはじめとした公家との縁組を行わない方針が示されたのであろうか。

史料四「袖裏雜記」十七 宝曆三癸酉（一七五二）歳正月ヨリ同

四甲戌二月マデ 御親翰帳之内（加越能文庫 特一六・二

八・二〇・一七）

（前略）

伏見宮様より御縁談之儀申来候へとも、当時京都向より御縁

組ハ不可然義と僉義ニ而、此節之儀其上ちと様子も有之ニ付、

只今御請ハ難申上旨、返書申遣、

（後略）

史料四によれば、伏見宮家からの縁談に対して、現在「京都向」（公家）との縁組は行わないという詮議がなされており、その上「様子」（詳細不明）もあるため、承諾はし難いと伏見宮家へ返答された。前田家は宝曆期三、四年の段階で、すでに「京都向」との縁組謝絶の方針を示している。さらに宝曆四年の常陸宮（有栖川宮音仁）と斐姫（前田吉徳女）との縁談に際して、斐姫が二条宗基と縁組を結んだが、宗基の死により縁組が解消されたこと（「不幸」）が、前田家の「京都向」との縁組を謝絶する一つの論理とし

て提示されている。⁽³⁴⁾二条家との連続した縁組の解消(有栖川宮との事例も含む)も、公家との縁組謝絶につながった可能性が高い。寛延三年までは二条家との縁組を行っていたことから、宝暦期が摂家との縁組を謝絶する一つの画期となったと考えられる。そしてこれが「江戸向之外」との縁組謝絶という方針と連動し、摂家との縁組が謝絶されたと推察される。

以上の一八世紀後半における前田家と摂家との縁組状況の検討から、以下の点を指摘できる。①宝暦期ころに二条家をはじめ、摂家が前田家の縁組候補から除外されはじめたこと、宝暦期が公家からの縁組要請謝絶において、一つの画期となっていたと考えられること、②縁組謝絶の背景として、前田家の「江戸向之外」・「京都向」との縁組を謝絶する方針と、前田家の内部事情が考慮されていたと考えられること、③摂家からの縁組要請の謝絶は、藩主および年寄らの合意のもとに行われていたと考えられること、以上三点である。これらの点は前田家と摂家との関係を考える上で重要となる。

二、一九世紀における鷹司家との縁組

前田家は二条家との縁組を化政期に至っても謝絶しているにも関わらず、文化四(一八〇七)年に関白鷹司政熙女を藩主前田斉広の継室として迎えている。史料五はそれに関する史料である。

史料五「御留守中諸事覚書」文化四年七月二十二日条(「御家考方

諸事覚書」一二 加越能文庫 特一六、四一・一四〇・二三)

一大地縫殿左衛門儀、於江戸表御内用有之、当五月廿三日同所発 足、六月七日京都到着、

(中略)

得御内意度儀ハ、則先達而利倉善佐(加賀藩出入坊主)より粗御承知之通、

当春御手前様(鷹司家司小村宗少邸) 関東江御越被成候節、善佐迄被仰聞候

姫君様御縁談之儀、其砌は未再縁之存寄無之に付、右之御答におよひ不申候、然処今度弥再縁組致し度存念に付、先達而被仰入候通、姫君様之内与御縁組被申合度奉存候、

(中略)

前段之趣始終得与申述、先年以來被仰込候儀御座候ハ、尤其通あなた様より被仰込候御仕向ニ致し度段等申述候(A) 处、委細承知、追付関白殿江可申上旨ニ而相退候上、御料理・御茶等被下之、畢而重而兵庫頭罷出、被仰聞候趣共具ニ申上候处、先以 姫君様之内与御縁組被仰合度候趣、甚以御大慶思召候、尤先年以來此方より被仰込置候儀候得は、別而御満足不薄、弥被仰越候通御内約被成度候(B)、

(中略)

一右御再縁被仰合度趣、先達而表方へ被仰出候段、江戸表より申来事

史料五によれば、江戸の藩主斉広から京都へ使者が派遣された。

はじめ鷹司家側から前田家へ縁組の要請があったが、前田家は最初藩主の再縁(藩主前田斉広は文化三年に正室と離縁)の意向が無かったため返答しなかった。⁽³⁶⁾しかし今回斉広は、鷹司政熙女と自身との縁組を希望する旨を鷹司家側へ打診した。その際に当初は鷹司家側から希望したことであるならば、その通りに鷹司家側から希望した形にすることを要望した(A)。⁽³⁷⁾そして鷹司政熙から縁組の許容と「大慶」の返答を得た(B)。

このケースでは、はじめ鷹司家から縁組の要請があったものであるが、後に縁組について藩主斉広から鷹司家側へ要望しており、藩主斉広らは鷹司家との縁組に対して積極的な姿勢をみせていた。その後も鷹司家と前田家との縁組は、(1)→(3)のように続けて決定されている。鷹司家との縁組をみると、嫁ぎ方は(前田↓鷹司) A・(鷹司↓前田) Bの双方のケースが見られる。

(1) 文政十(一八二七)年：鷹司輔熙⇨前田斉広女鷹司家から
(B)⁽³⁸⁾

(2) 天保二(一八三一)年：前田慶寧⇨鷹司政通女天保元年に
鷹司家からの要請、天保二年に内約⁽³⁹⁾：政通女が死去
したため最終的に行われず(A)⁽⁴⁰⁾

(3) 安政四(一八五七)年：前田慶寧⇨鷹司政通養女(久我建
通女)⇨慶寧は再婚、前田家側の意向(史料七)：安

政五年四月に婚礼(A)⁽⁴¹⁾

天保二年の事例では、鷹司家の家司から藩主斉泰と家斉女溶姫との間の男子(のちの前田慶寧)と鷹司政通女との縁組が要請された。このことは藩主斉泰に披露し、年寄らの詮議の内容は追って鷹司家へ言上されることとなった。その後真龍院・溶姫へ藩主斉泰から相談がなされ、両者とも異論がなく、縁組が内約されている。ここでは年寄・家老⇨藩主⇨奥というルートで意志の確認がなされた上で鷹司家との縁組が決定されている。⁽⁴²⁾

次いで安政四(一八五七)年のケースについてみていく。「御用方手留」(史料六①・②)・「筑前守様御再婚一件」所収「筑前守様御再婚一件帳書抜」(史料六③)は、ともに筑前守様(前田慶寧)御用主附・安政度の婚礼御用を命じられた、年寄奥村栄通による記録である。史料六③は始めに「加州中将様御再縁之御儀」とあることから、鷹司家側から前田家へ送られた書状と思われる。

史料六①「御用方手留」一一安政四年八月四日条(加越能文庫

特一六、四〇八七)

(中略)

一当朔日大村肴次郎別席二而

(前田慶寧)

様御再縁之義、其

以来区々御僉議御座候へ共、或者丙午之御年杯二而可然御姫

様も無之ニ付、猶又大森(慶寧附力)三郎兵衛方江内々申遣、為承合候処、

久我大納言様ニ御十三歳之御姫様有之、宜き御方之内、鷹司様(建通)

ニも御同年之御姫様有之候得共、阿波守(孫須賀兼光、徳島藩主)様江御内約相

濟居候、其外二者無之旨申上候付、御年頃も御宜敷、久我様

御姫様与御再縁可然与被 思召候ニ付、猶更 真龍院様

筑前守様江被仰進候処、思召不被為在旨ニ付、弥右之通御治

定被遊度、左候へ者尚又真龍院(前田齊広、鷹司政通女)様江御頼、鷹司様御養

女ニ相成候様可被 仰進旨与思召候、

(後略)

史料六①によれば、加賀藩では藩主嗣子前田慶寧の再縁相手を
探していたところ、久我建通に年齢の女がいることが判明した。「宜
き御方」の内には、鷹司政通にも同年代の女がいたが、阿波藩蜂
須賀家との縁組内約が済んでいたため、藩主前田齊泰は久我建通
女(貴君)と慶寧との縁組を希望した。そして真龍院(前田齊広
正室・鷹司政通女)・慶寧双方に異論がなかったため、齊泰は久我
建通女との縁組を求めた。そして齊泰は久我建通女を鷹司政通の
養女とすることを鷹司家へ要請するよう、真龍院へ依頼すること
を希望している。

この史料から、年寄奥村は鷹司家を「宜き御方」、すなわち縁組
の有望な候補として認識しており、藩主齊泰は慶寧の縁組相手を
政通の養女という形にしてまで、鷹司家との関係構築を求めたこ

とから、藩主・年寄とも鷹司家の存在を重視していたことがうか
がえる。久我建通女貴君は鷹司政通の外孫であり、鷹司家との縁
戚関係(養子取組)を容易に形成しえたと考えられることから、
貴君との縁組が希望された可能性が高い。

史料六②「御用方手留」一一安政四年九月十三日条(加越能文庫

特一六・一一八七)

(前略)

筑前守様御再縁之儀、久我大納言殿御息女貴君様、今年御十
三歳に被為成、御相応ニ付、鷹司太閤様御養女ニ被為成
進候上ハ、右御方々可被仰合与 思召候、各存寄御聞可被
遊処、先達而御内意之趣何茂存寄無之旨ニ付、改而其御儀御
座なく候、御引受御比合等之儀ハ追而可被仰出候間、先内々
取しらべ可有之候、此段被仰聞候

九月

史料六②では、前田齊泰から縁組について年寄らへ諮問が行わ
れ、年寄中には異論の無かったことが述べられている。

史料六③「筑前守様御再婚一件帳書抜」収録巳同月(安政四年九
月)付書状(「筑前守様御再婚一件」加越能文庫 特一六・

表三 18世紀後半～19世紀における阿波藩蜂須賀家と鷹司家

家名	家督	殿席	官位	正室	子女
蜂須賀	重喜(元文3～享和1)		従四位下 侍従 阿波守		次女鷹司政熙室(鷹司政通母) 三女醍醐輝久室 四女中院通知室
蜂須賀	治昭(宝暦7～文化11)	大広間	従四位下 左少将 阿波守		
蜂須賀	斉昌(寛政7～安政6)		従四位上 左少将 阿波守	鷹司政熙女(文政4)	
蜂須賀	斉裕(文政4～明治1) (家斉実子)	大廊下	正四位上 贈従三位 左少将 阿波守	鷹司政通女(天保9)	次女鷹司輔政室

『寛政重修諸家譜』続群書類従完成会、木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』6 雄山閣出版 1990 より作成

一六・二一四・二

加州中將様御再縁之御儀二付、大納言殿息女貴君殿年齢十

三歳ニも存候間、太閤様御養女ニ被遊候処、中將様江御縁

組之御義、真龍院様より御内々太閤様江御頼被仰進、

大納言殿江者太閤様より御品能御頼被仰進候様との御次第、

太閤様より大納言殿江御頼被仰進候趣、被致承知候(A)、

貴君殿追々成長二付、既二万方江縁組之義談合二

相及候へ共、此度之御義者、太閤様思召二而御世話被進候御

事故、万様江之義御断ニ相成候而、御所望之通被致承知候儀

二御座候(B)(中略)

巳八月

そして史料六③によれば、前田慶寧と貴君との縁組について、真龍院から内々に鷹司政通へ依頼がなされ、久我建通には鷹司政通から依頼するように、前田家から要請されていたこと、鷹司家側も久我家への依頼を承知していたことがわかる(A)。そして今回の縁組は、太閤政通の意向によって世話がなされ、貴君と「万方」⁽⁴³⁾との縁組を断り、前田家側の希望通りに鷹司家側が承知したことがわかる(B)。

史料六①・②からこの縁組は加賀藩主である前田斉泰の意向であったこと、年寄・慶寧・真龍院らにも意志の確認がなされたが、

表四 『加賀藩史料』 对二条家助成金関係記事一覧表

年月日	助成先	金額	助成理由	使者	備考	典拠
宝永6.5/7	二条綱平	500 両			前田綱紀が二条綱平を本郷邸に招請した際	政隣記
寛政6.8/1	二条治孝	500 両	二条家屋敷焼失に付き	北小路隼人正	二条家側からは2000 両が要請されるが前田家はその内500 両の進上を決定	政隣記
享和3.10/5	二条治孝			鈴木縫殿	関白就任の申請を行いながらも、屋敷焼失に付き二条家から毎年進上の助力10 年分繰上要請	菅原直養覚書
文化5	二条治孝	助成米5ヶ年分一括進上	火災・吉凶物入等に付き	鈴木縫殿		政隣記(文化9.7/11条)
文化9.7/13	二条治孝	戌年から再開予定の助成米繰上進上	財政悪化と借金増加に付き	藤木右衛門	二条家側は戌年からの助成米を翌文化10年に繰り上げ、引き続いて三年の間は合力として毎年助成米を繰り廻して進上するように要請(前掲記、文化9.7/11条)→文化5年に5年分を一括で進上しており、本案文化9年は助成米の年次ではない。戌年から例年の助力金は1ヶ年につき500 両に決定	政隣記
天保11.10/13	二条齐信	1000 俵	不明	隠岐播磨守	二条家側から2500 両の助成を要請。前田家側は今年・来年に分けて米1000 俵で廻り替える事を提案するも、二条家側は2000 俵は必要として再三論議を要す。前田家側は1000 俵を一括進上とし、年賦を20年から25年とする妥協案を提示し、二条家使者が承諾	成瀬正敦日記・御家老方諸事留帳
弘化3.5/14	二条齐信	1000 両	孝明天皇即位式・大嘗会等勤に付き	西村出雲守	二条家からは2000 両の助成を請う。天保11年の振替1000 俵の返済の内残り800 俵は、300 俵を今回の1000 両の内から、500 俵を3年賦で返済、今回の1000 両は例年の助成米の内から100 俵ずつ20年賦で返済	官事拙筆・成瀬正敦日記

異論はなかったこと、そして史料六③(B)から鷹司政通もこの縁組を望んでいたことがうかがえる。

このケースでは、前田家から鷹司家へ縁組を希望し、鷹司家との縁組は、藩主による主導のもと、加賀藩中枢(藩主・年寄・奥)の合意が形成され、前田・鷹司両家の希望が一致する形で行われていたと考えられる。安政期の前田家では、藩主・年寄らは鷹司家を有望な縁組候補と認識し、前田家から関係構築を求めたのである。宝暦〜文政期に「江戸向之外」・「京都向」との縁組を謝絶するという方針を示し、二条家をはじめ、摂家からの縁組要請を謝絶していることと比較すると大きな違いである。

以上の検討から、一九世紀の前田家と摂家との縁組には以下の特徴がある。①前田家中枢(藩主・年寄ら)は鷹司家を縁組の有望な候補とし、鷹司家との「重縁」が行われたこと(鷹司家からだけでなく、前田家からも縁組要請)、②二条家が依然として縁組の候補から除外されていたこと、③前田家は同じ摂家の中で縁組の候補を取捨選択していたこと、④鷹司家との縁組は、藩主による主導のもと加賀藩中枢の合意が形成されたこと、以上三点である。

これまでの検討から、①なぜ一八世紀後半(宝暦期)以降に二条家をはじめとした摂家(「江戸向之外」・「京都向」)が前田家の縁組候補から除外されたのか、②そうした中、なぜ一九世紀に鷹司家が有望な縁組の候補となり、その存在が藩主・年寄らに重視されたのか、という点が問題となる。②に関しては、阿波藩蜂須

表五 前田家当主・嗣子一覧（18世紀以降）

藩主・嗣子	享年	官位	正室	子女	備考
宗辰（延享2～延享3）	22	正四位下左中将 加賀守	会津藩松平正容女		有栖川宮職仁親王養女と婚約（延享3年）●
重熙（延享4～宝暦3）	25	正四位下左中将 加賀守			
重靖（宝暦3）	19	正四位下左少将 加賀守	紀伊徳川宗直女		
重教（宝暦4～明和8）	46	正四位下左中将 加賀守	紀伊徳川宗将女		明和8年隠居
治脩（明和8～享和2）	66	贈従三位参議 加賀守	大聖寺藩前田利道女	養女会津藩松平容詮室 養女高松藩松平頼儀室	前田吉徳末子、明和6年に越中勝興寺から還俗
斉敬（安永7～寛政3）	17	正四位下少将 佐渡守	紀伊徳川重倫女		家督相続前に死去 近衛家から縁組要請（安永8）
斉広（享和2～文政5）	43	正四位下左中将 加賀守	尾張徳川宗睦養女（松 平勝当女：享和3年） 継室鷹司政熙女（文化 4年）▲	小倉藩小笠原家室・盛 岡藩南部家室・会津藩 松平家室・大聖寺前田 家室・久留米藩有馬家 室・女鷹司輪熙と縁組 ▲	文化3年離別
利命（寛政12～文化2）	5	—	紀伊徳川治宝女（享和 3年内約）		家督相続前に死去

●＝二条家との縁組 *『寛政重修諸家譜』統群書類従完成会、木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』三 雄山閣出版1989、帯
▲＝鷹司家との縁組 帯刀千秋「加賀藩前田家の縁組に関する考察」（田中喜男『日本海地域史研究』第六輯1984）、『加賀藩史料』より作成

表六 二条家当主一覧（18世紀以降）

当主	享年	関白	御台所	女御	備考
吉忠	49	○	—	女桜町天皇女御	前田綱紀女と縁組
宗熙	21	—	—	—	前田吉徳養女と縁組（死別）
宗基	28	—	—	—	前田吉徳女と縁組（死別）
重良	18	—	—	—	
治孝	73	—	—	—	前田家へ縁組要請（明和・文化・文政）
斉信	60	—	—	—	前田家へ縁組要請（文政11）
斉敬	63	○	—	—	

* 近藤敏喬編『宮廷公家系図集覧』東京堂出版1994、小和田哲男・菅原正子・仁藤敦史編集『日本史諸家系図人名辞典』講談社2003、帯刀千秋「加賀藩前田家の縁組に関する考察」（田中喜男『日本海地域史研究』第六輯1984）、『加賀藩史料』より作成

* 「○」は関白に就任していることを示す

賀家も鷹司政熙・政通父子との縁戚を強化している(表三：阿波藩主家と鷹司家との縁組一覽)。一八世紀後半～一九世紀に鷹司家との縁組を集中して行う傾向は、加賀藩以外にも見られた。

先述のように、縁組は大名家にとつて「御家」の存続にも関わる問題であり、その有望な候補として鷹司家が選択されたことは、鷹司家との関係構築に何らかのメリットを見出していたと思われる。加賀藩のケースで見た場合、二条家と鷹司家は双方とも摂家であり、血筋も同じく藤原北家の嫡流である。この場合、鷹司家との「重縁」には摂家の家格や血筋以外の要素も想定する必要がある。

三、一八世紀後半における加賀藩前田家と摂家

なぜ前田家は二条家を縁組の候補から除外し、他の摂家とも縁組を行わなかった(「江戸向之外」・「京都向」との縁組謝絶)のであろうか。縁組謝絶の背景として帯刀氏は公家への合力など、財政的な負担を挙げている。⁽⁴⁵⁾

しかし二条家への臨時・恒常の助力金は一八世紀後半以降も継続されており(表四：対二条家助力一覽)、これだけでは二条家を含めた摂家との縁組謝絶の理由としては弱い。⁽⁴⁶⁾一八世紀後半の前田家が抱えていた問題は財政の悪化だけではなかったと思われる。この時期の前田家は、まさに「御家」の存続に関わる問題を抱え

ていたのである。

表五は十八世紀の加賀藩主・嗣子とその正室及び子女の嫁ぎ先の一覽表である。表五によれば、一八世紀後半以降の前田家は当主や嗣子の早世が相次ぎ、極官である従三位参議に昇る者が四代にわたつて存在していなかったことがわかる。特に二条家との縁組を謝絶した明和六年の前年には、藩主重教の嗣子の確保が問題となり、將軍家や支藩、領内の寺院から養子を迎えることが検討されており、紀伊徳川家から養子を迎えるとの風説も流れていた。⁽⁴⁸⁾そして明和六年、最終的に重教の末弟で領内の寺院に入寺していた闍真を還俗させて養子とした。明和六年正月・四月の二条家との縁組謝絶の直接的な要因はこの点にあったと考えられる。二条家が縁組の要請を行った明和六年の正月～四月は、重教の養子問題の渦中にあつた時期である。前田家としては、二条家との縁組よりも嗣子の確保がより重要な問題であり、まさに「御家」の存続に関わる問題である。そこに二条家との縁組を行う余裕はなかったであろう。

また一八世紀後半には、加賀藩主の正室や子女の嫁ぎ先が紀伊徳川家の他、尾張徳川家、高松藩松平家、会津藩松平家などから選ばれ、それまで縁組を結んできた一門(広島藩浅野家や鳥取藩池田家など)の中でも、御三家や会津藩松平家など徳川一門の溜詰大名との縁組が多く行われていた(表五)。実際に天保二年に内約が行われた鷹司政通女と前田慶寧との縁組において、政通女が

表七：18世紀後半～19世紀における摂家の縁組（正室・武家への子女嫁先一覧）

①近衛家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
内前(享保13～天明5)	尾張徳川宗春女	—	—	1(仙台)：養女
経熙(宝暦11～寛政11)	有栖川宮職仁親王女	1(島津重豪実女)	—	—
基前(天明3～文政3)	尾張徳川宗睦女	—	1(尾張)：養女	1(津軽)
忠熙(文化5～明治31)	島津斉興女	1(島津斉彬養女)	1(紀伊)	1(津軽)
計	大1・親1・三2	2	2	3

②鷹司家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
輔平(寛保3～文化10)	毛利重就女	—	—	1(仙台伊達)
政熙(宝暦11～天保11)	蜂須賀重吾女	1(政通養女として)	—	3(加賀・蜂須賀・上野吉井松平)
政通(寛政1～明治1)	水戸徳川治紀女	1(政熙女)	—	2(蜂須賀・加賀)：養女
計	大2・三1	1	0	6

③九条家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
道前(延享3～明和7)	尾張徳川宗勝女	—	—	—
輔家(明和6～天明5)	—	—	—	—
輔嗣(天明4～文化4)	—	—	—	—
尚忠(寛政10～明治4)	唐橋在熙女	—	—	—
計	三1・堂1	0	0	0

④一条家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
道香(享保7～明和6)	池田継政養女	—	1(水戸)	—
輝良(宝暦6～寛政7)	紀伊徳川重倫女	—	—	—
忠良(安永3～天保8)	熊本細川斉茲女	1	—	2(伊予西条松平・岡山池田)
実通(天明8～文化2)	—	—	—	—
忠香(文化9～文久3)	伏見宮邦家親王女	1(慶喜夫人)：養女	—	2(大和郡山柳沢・熊本細川)
計	大2・三1・親1	2	1	4

⑤二条家

当主	正室	将軍家	御三家・御三卿	大名
吉忠(元禄2～元文2)	前田綱紀女	—	—	—
宗熙(享保3～元文3)	前田吉徳養女×	—	—	—
宗基(享保12～宝暦4)	前田吉徳女×	—	—	—
重良(宝暦1～明和5)	—	—	—	—
治孝(宝暦4～文政9)	水戸徳川宗翰女	—	2(一橋)	3(福岡黒田・蓮池鍋島・常陸府中松平)
齐信(天明8～弘化4)	水戸徳川治紀女	—	—	—
計	大3・三2	0	2	3

*大=大名、三=御三家・御三卿、親=親王家 *×=婚礼が行われなかった場合

*『宮廷公家系図集覧』、児玉幸多ほか監修『日本史総覧』中世三・近世三 1984より作成

死去した際には水戸徳川家と会津藩松平家が縁組の有力候補となっている。⁽⁴⁹⁾ こうした点から、先述のように「江戸向之外」・「京都向」との縁組謝絶は、単なる二条家との縁組謝絶のための論理ではなく、現実の方針として理解すべきであろう。御三家・徳川一門の溜詰大名は武家社会内における家格が高く、⁽⁵⁰⁾ 加賀藩前田家との家格の釣り合いが考慮された可能性があったとともに、松平定信政権の基盤は御三家および一橋家であり、御三家が幕府の意思決定に関与していた。⁽⁵¹⁾

一八世紀後半の加賀藩では、財政悪化や死別による二条家との連続した縁組解消に加え、藩主の早世や嗣子の確保などの問題が相次ぎ、極官の従三位参議への昇進のない状況が続く中、「御家」の維持のため、縁組においては武家社会内での家格や幕府内での位置（将軍家との親疎）を優先していたことがうかがえる。

当該期の撰家については、七代将軍家継から一〇代将軍家治には撰家出身の御台所が存在せず、⁽⁵²⁾ 撰家と将軍家との縁戚関係が存在しない状態が続いていた。特に二条家は、綱吉生母桂昌院との縁故を喪失して以後は、御台所を出してしないため、大奥との特殊な関係は存在しておらず、二条家当主が前田宗辰の早世により、加賀藩前田家との縁組が連続して解消されている。さらに元文期に吉忠が死去して以降、文久三年まで関白が存在しない状況が続いた。（表六：二条家当主一覽）。

以上のように、①前田家の継承事情、②武家社会における御三

家と溜詰の徳川一門大名の優位性（家格など）、③撰家と将軍家との縁戚関係喪失、④二条家と大奥との縁故喪失、⑤当主の相次ぐ早世による二条家の衰退・二条家との連続した縁組の解消という点から、加賀藩前田家は撰家を縁組の候補から除外し、家の存続・家格の維持といった点で問題を抱える中、御三家や徳川一門の溜詰大名との縁組が優先して求められたと推察される。

撰家との縁組謝絶の画期となったと考えられる宝暦期はまさにこうした時期にあたり、藩主をはじめとした加賀藩中枢が、「江戸向之外」・「京都向」・「京都辺」（二条家をはじめとした撰家）との縁組謝絶という方針を示した背景も、こうした点にあったと考えられる。

しかし文政期に「江戸向之外」、宝暦期に「京都向」・「京都辺」との縁組謝絶という方針が示されながら、文化四年から安政四年には鷹司家が、藩主・年寄ら藩の中枢部によって重視され、御三家などと並ぶ前田家の有望な縁組候補として認知されていた。

(2) 一八世紀後半以降における撰家の縁組と大名家

では加賀藩前田家の縁組の背景にある撰家の動向はどのようなものだったのであろうか。表七は一八世紀後半〜一九世紀における撰家の当主とその正室、そしてその子女の縁組先（武家のみ）を一覧にしたものである。なお九条家では当主の早世と養子相続

が相次いだため、この時期の武家との縁組がほとんど見られない。

全体としては、全ての摂家で公家との縁組よりも武家との縁組が多く、摂家の主要な縁組候補は武家であった。表七から、まず特徴としてあげられるのは、將軍家との縁組が見られること、そして御三家・御三卿との縁組が全ての摂家に見られる点である。この点は以前から指摘されている。⁵³ 將軍家およびその一門が摂家の有力な縁組候補であった。

ここで注目したいのは、御三家・御三卿以外の大名との縁組である。近衛家についてみた場合、薩摩藩島津家・仙台藩伊達家・弘前藩津軽家との縁組が見られる。この三家は一七世紀以前から近衛家と交流のある家であり、それが維持されたものであったといえる。一条家は一七世紀以来縁戚関係にある岡山藩池田家との縁組が見られるほか、加賀藩前田家との縁組を求め、熊本藩細川家との「重縁」が見られる。二条家は加賀藩前田家との縁組が一八世紀に見られた後、先述のように前田家との関係維持を希望しつつ、福岡藩黒田家・蓮池藩鍋島家との縁組が見られた。そして鷹司家では一七世紀以来三度の縁組を行った萩藩毛利家との縁組⁵⁶のほか、仙台藩伊達家・上野吉井藩松平家・加賀藩前田家・阿波藩蜂須賀家との縁組が新規に行われ、加賀・阿波については「重縁」が見られた。

重要な点は、多くの摂家でそれまで縁組を行っていないなかった大名家との縁組を、一八世紀後半以降行っているという点である。

一八世紀以降、摂家では従来から関係のあった大名家に加え、新たな大名家との関係を模索し、それが「重縁」に発展するケースもあったことがわかる。先述のように近衛家や一条家も加賀藩前田家に縁組の要請を行っており、摂家は新たな大名家との関係を主体的に模索していたことがうかがえる。

しかし近衛家では加賀藩前田家との縁組に失敗し、新たな大名家との関係構築は実現していない。また二条家も福岡藩黒田家や蓮池藩鍋島家と縁組を結んだが、「重縁」にまで発展することはなかった。対して一条家は加賀藩前田家との縁組には失敗したものの、熊本藩細川家と「重縁」に発展し、鷹司家は四家の大名と新規に縁組を結び、前田家・蜂須賀家との強固な縁戚関係を構築している(表二・三も参照)。特に鷹司家による新規の大名との縁組、「重縁」は他の摂家と比しても多い。

摂家が新規の大名家との関係構築を模索した背景については、大名家からの新規の合力の獲得の問題があげられる他、將軍宗家との縁組が長く摂家から離れたこと(七代家継く十代家治まで)、御三家・御三卿と家斉子女との縁組が多く行われたことなどが背景となっていたと思われるが、詳細は課題としたい。しかしいずれにしても、御三家に準じる家格を持つ前田家が、縁組の候補として摂家から有望視されていたのである。

以上の点から摂家の縁組について考えた場合、①一八世紀後半く一九世紀に複数の摂家から前田家へ縁組の要請があったのは、摂

家全体の主体的な動向の一環として位置づけられること、②全ての撰家が新規に大名家との「重縁」を構築できたわけではなかったこと、③鷹司家が最も多くの大名家と新規に縁戚関係を形成し、一九世紀には前田・蜂須賀の二家と「重縁」を構築するなど、他の撰家に比べ、新規の大名家との関係構築に最も成功していること、が指摘できる。こうした撰家の動向が、撰家から御三家に準じる資格を持つ前田家への縁組が要請され、前田家による取捨選択のもと、鷹司家と前田家との「重縁」が行われた背景となったといえよう。

では何故鷹司家が複数の大名との新規の「重縁」に成功し、前田家は「江戸向之外」・「京都市向」との縁組を謝絶する中、鷹司家を縁組の重要候補として選択したのだろうか。その背景として、一九世紀に鷹司家が置かれた状況を検討する必要がある。

四、一九世紀における鷹司家と諸勢力

(1) 一九世紀の朝廷と鷹司家

前田家が鷹司家と縁組を行った期間は、文化四年は鷹司政熙が、文政一〇年・天保元年は鷹司政通が関白に就任していた時期にあたる。鷹司家は、尊号一件をきっかけとした幕府の信頼を背景に、政熙・政通の二代で五〇年以上の長期にわたって関白に在任した

ことが指摘されている。⁽⁵⁷⁾ 関白は幕府によって朝廷運営の中心に位置付けられた重職であった。⁽⁵⁸⁾ また安政四年には、対外情勢の緊迫化の中、幕府が条約の勅許を朝廷に求めるなど、朝廷が政治的に重要な存在となっていた。そうした状況下でも、鷹司政通は太閤となっており、依然として内覧の特権を保持し、安政五年七月に内覧を辞退するまで、朝廷の実権を握っていた。⁽⁵⁹⁾ 安政度の縁組は安政の大獄の直前に成立しており、条約勅許をめぐる幕末の特殊な政治状況から、太閤であった鷹司政通との関係が前田家によって重視された可能性もある。

同時に近世を通じて、天皇の即位礼などの朝廷儀礼の一部は、武士社会における秩序を維持する機能を有しており、⁽⁶⁰⁾ そうした儀礼を円滑に行う上では、大名にとって縁家の公家の存在も決して無意味なものではなかった。⁽⁶¹⁾ 時代は遡るが、加賀藩は享保八年の前田綱紀から吉徳への家督相続儀礼の一環として、禁裏・仙洞への献上が行われる際、二条家へ加賀藩の使者への「執持」(世話)を依頼しており、⁽⁶²⁾ 加賀藩においても、朝廷が関わる武家儀礼の遂行において公家からの援助が期待された。

大名と朝廷との間での儀礼の多くは幕府の許可・指示のもとに行われ、家督相続時の禁裏への献上も例外ではない。⁽⁶³⁾ そうした中、幕府の信頼のもと関白を独占した鷹司家との関係は、大名による朝廷での武家儀礼の遂行においても、一定の意味を持ったと考えられる。前田家と鷹司家との縁組を考える場合、こうした点にも

留意すべきであろう。

(2) 家斉政権と鷹司家

続いて鷹司家と幕府との関係についてみていく。文化・天保期は、徳川家斉が將軍・大御所となっていた時期である。家斉は自らの子女と大名家との縁組を数多く行い、縁戚となった「統柄」大名への、拝借金や官位面での優遇などが指摘されている。⁽⁶⁴⁾大名にとつては、將軍家との関係が重要な、特殊な時期であったといえよう。そして家斉政権期の特質として特筆されるもの一つに、家斉の太政大臣任官と大名の官位上昇志向がある。

小野將氏は家斉の太政大臣任官を、將軍權威を朝廷官位の上昇にもとめたものであるとした。⁽⁶⁵⁾それを受けた藤田覚氏は、文政一〇年における徳川家斉の太政大臣任官においては、幕府側が要望し、この家斉の太政大臣任官をはじめとした將軍家の異例な官位上昇が、大名の異例な官位上昇を引き起こしたこと、そしてそうした状況の中、大名が官位昇進運動を行なっており、官位上昇への期待感を持っていたのではないか、という点を指摘し、文政九年に薩摩藩島津家が縁家の近衛家（家斉御台所広大院養家）へ働きかけ、島津重豪の従三位昇進を希望した事例を提示している。⁽⁶⁶⁾

この期間には、鷹司政熙女有君が政通の養女として、文政一一（一八二八）年に後の徳川家定正室に選出されている。⁽⁶⁷⁾ここに鷹

司家と將軍家との間に縁戚関係が発生したのである。将来の將軍候補の正室を出すことは、将来的に大奥、ひいては將軍との縁故の形成につながる可能性を持った。特に家斉政権下においては御台所の養家を介した官位上昇工作が存在したことから、一九世紀の鷹司家は家斉孫である家定と政通養女との縁組によって、大名にとつて将来的に大奥や將軍への回路を期待できる存在となり得たと考えられる。

(3) 鷹司家をめぐる加賀藩前田家と他藩・寺院

最後に鷹司家との縁組と他藩・寺院との関係について見ていきたい。

史料七「御親翰帳之内書抜 雑之部」（加越能文庫 特一六・二五

一一一）

文政四年六月

（加賀藩御用坊主力）

一 松平阿波守 殿より平井善朴 へ迄被申聞候ハ、今般

季 君

（鷹司政熙女、藤須賀善昌忠）

様御入興二付 御 前 様 季君様とハ近

キ御間柄、右二より阿波守殿ニも御間柄ニ御成被成候義、御

出生も御座候へハ

（つるの筋田家忠）

勝千代様ニも御近キ御間柄ニ被為成候

御義尤、是迄御心易御通路も御座候御事ニ候間、以来ハ御両

敬之御取扱二而御通路被成度旨被仰会、其趣聞番より御用部
屋江申来候由、遂兪議候様被 仰出、尤右之通御許容可被遊
旨 思召之旨二付、何も存寄無御座旨申上候事、

史料七によれば、文政四（一八二二）年に阿波藩蜂須賀家から
前田家へ、阿波藩主斉昌と鷹司政熙女季君との縁組が行われ、前
田斉広室真龍院（鷹司政熙女）と季君が近縁（姉妹）であり、縁
組により蜂須賀斉昌も真龍院と近縁となったこと、そして勝千代
（後の前田斉泰）とも近縁となる可能性が出たことを理由に、こ
れまでの「御心易い」「通路」（通常の「通路」と思われる）から、
「両敬」の⁶⁸「通路」へと変更することが加賀藩前田家へ要請され
た。藩主前田斉広はこれを許容し、御用部屋（藩主近習を統轄す
る部署）においても異論は無かった。

「通路」は実際の上下関係が反映される交際であるのに対し、「両
敬」は同等の敬語の使用や応接などを伴う親族同士の交際である。
すなわち、鷹司家との縁組が、大名家同士の交際を深化させたとい
える。加賀藩前田家と阿波藩蜂須賀家は必ずしも同格の家では
なく、⁶⁹直接の血縁関係も存在していなかったが、鷹司家との血縁
を介して、直接の血縁なしに「両敬」が実現している。⁷⁰

他に大名同士の「通路」を介した公家との「通路」の発生など
の事例が示されており、外様の大藩や御三家・御三卿との縁戚関
係を有する摂家との縁組は、有力大名家同士の関係構築やその深

化に影響を与えるものでもあったといえる。それは大名にとって
摂家との縁組によるメリットのひとつであったと思われる。

そして加賀藩前田家にとって重要なのは、一九世紀（文政く天
保期）における鷹司家と東西本願寺との関係である。鷹司家はこ
の時期に東西本願寺やその連枝寺院と連続して縁組を結んでいる
ことが確認できる。⁷²加賀藩領内では西派の連枝寺院である勝興寺
と鷹司政熙女明君との縁組が、文政七（一八二四）年に行われて
いる。⁷³一九世紀において鷹司家と東西本願寺との関係が強化され
ており、文化三（一八〇六）年の勝興一件などはじめ、⁷⁴信仰を
めぐる問題を発端とした百姓一揆の発生が指摘されている。⁷⁵その
ため、領内の一向宗寺院の支配のために東西本願寺とのつながり
は重要な意味を持ち、東西本願寺との縁故を持つ鷹司家との関係
は重要であったと思われる。実際に加賀藩は、領内の一向宗西派
の有力寺院である勝興寺において、天保五（一八三四）年の三月
に二十代住持の摂常が死去し、天保七年に摂喜が住持となる際、
西本願寺の決定した後継の住持に不満を抱き、鷹司政通の末子を
西本願寺の「貫請」（養子）とする形にし、⁷⁶本山の連枝として勝興
寺の後任とするため、鷹司家と交渉を行っている。⁷⁷

おわりに

これまで、前田家と撰家との縁組について、一八世紀後半以降の二条家をはじめとした撰家との縁組交渉、および一九世紀における鷹司家との縁組とその背景を中心に検討してきた。

前田家は近世を通じて幕末にいたるまで撰家との「通路」を有した。しかし加賀藩中枢部は一八世紀後半に二条家を縁組の候補から除外し、宝暦期以降に撰家（「江戸向之外」・「京都向」）との縁組を行わない方針を示した。そして文化四年以降、二条家を縁組の候補から除外したまま、鷹司家が御三家などと並んで有望な縁組の候補として浮上し、定着した。前田家は一八世紀後半から一九世紀にかけて、複数の撰家から縁組の要請を受けていたが、加賀藩前田家は撰家の中から取捨選択し、その中で一九世紀に御三家・徳川一門と並んで鷹司家が縁組の候補として選択された。こうしたことから、撰家の家格や血筋以外の要素も、前田家と撰家との縁組においては、想定しなければならぬであろう。

一八世紀後半以降における撰家との縁組では、藩主・年寄を中心として加賀藩中枢部の合意が形成され、鷹司家との縁組においては、文化四年のケースでは一二代藩主斉広、以後の天保二年・安政四年のケースでは、一三代藩主斉泰および斉広正室真龍院（鷹司政熙女）の影響力が大きかったと考えられる。

一八世紀後半から一九世紀における幕藩関係・加賀藩政や朝幕

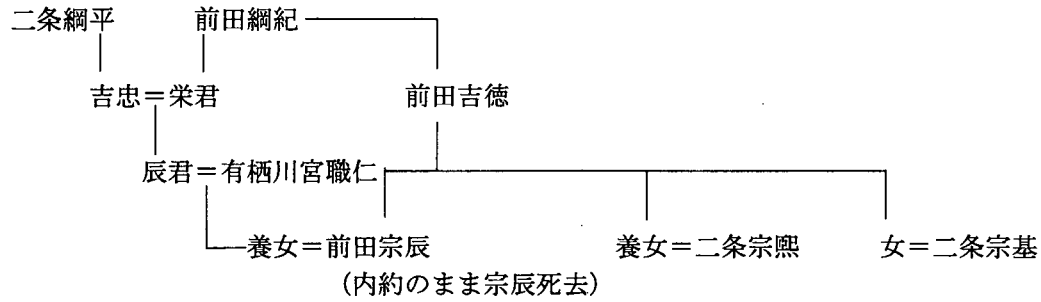
関係などを検討すると、①加賀藩前田家の継承事情に伴い、御三家や徳川一門の溜詰との縁組が優先されたと考えられること、②一八世紀後半における撰家と將軍家との縁戚関係の喪失、③当主早世による二条家との連続した縁組の解消と二条家の衰退、④桂昌院と二条綱平のような、二条家と大奥との縁故喪失などが、一八世紀後半における二条家をはじめとした撰家との縁組を謝絶する要素となり、(1)一九世紀における鷹司家の朝廷内における実権掌握、(2)鷹司家と大奥(將軍家)・有力大名・東西本願寺およびその連枝との縁故、(3)家斉政権における御台所の実家を介した官位上昇工作の存在と鷹司家と將軍家との縁組、(4)安政の条約勅許をめぐる朝廷の政治的位置の浮上と閑白・太閤であった鷹司政通の存在などが、一九世紀前半における前田家と鷹司家との縁戚関係強化につながったと推察される。

加賀藩前田家においては、撰家との縁組を規定した要素については推察の域を出ていない部分も多い。しかし加賀藩前田家の場合、撰家である二条家と鷹司家の内から取捨選択をしているため、撰家との縁組は家格や血筋以外の要素、すなわち、藩政の状況や朝幕関係などの要素にも規定された可能性があったと考えられる。同時に撰家との縁組は、蜂須賀家との事例や勝興寺をめぐる事例のように、加賀藩を取り巻く状況に対して、影響を及ぼしていたのである。

本稿では撰家側の動向については部分的に言及するにとどまり、

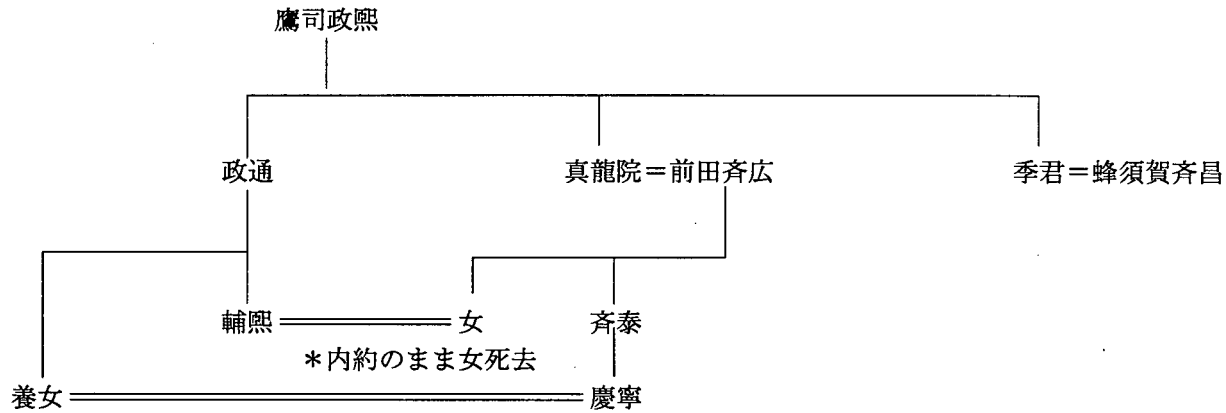
攝家側・幕府側の史料を用いた検討を行うことができなかった。
また今回検討した加賀藩のケースが、他大名でも同様に見られる
ケースであるのか否かという点も今後検討すべき課題である。今
後さらなる検討を進めていきたい。

系図A



*近藤敏喬編『宮廷公家系図集覧』平文社 1994 から作成

系図B



*「御通路諸侯」、『加賀藩史料』、*近藤敏喬編『宮廷公家系図集覧』平文社 1994 から作成

- (1) 山口和夫「朝廷と公家社会」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座六 近世社会編』東京大学出版会二〇〇五)
- (2) 松方冬子「近世中・後期大名社会の構造」(宮崎勝美・吉田伸之編『武家屋敷―空間と社会―』山川出版一九九四・同「兩敬の研究」(『論集きんせい』一五 一九九三)など。
- (3) 山口和夫「近世の朝廷・幕府体制と天皇・院・摂家」(大津透編『王権を考える』山川出版二〇〇六)。
- (4) (1) 公家との交際に関しては、久保貴子「基熙公記にみえる公家と大名」(瀧澤武雄編『中近世の史料と方法』東京堂出版一九九二)、母利美和「近世大名と公家―公武間交際における「由緒」と「通路」―」(『新しい歴史学のために』二六〇 二〇〇六など、(2) 婚姻に関しては久保貴子「江戸時代における公武婚姻―池田輝子を事例として―」(『岡山地方史研究』六八 一九九二、平井誠二「江戸時代の婚姻―公家と武家の場合―」(『姓氏と家紋』六一 一九九一、彦根藩井伊家と三条家との縁組を検討した母利前掲「近世大名と公家」など、(3) 文化交流に関しては、田中暁龍「公家の江戸参向―江戸の武家文化との一つの接点―」(竹内誠編『近世都市江戸の構造』三省堂一九九七)、松澤克行「元禄文化と公家サロン」(高埜利彦編著『日本の時代史一五 元禄の社会と文化』吉川弘文館二〇〇三)などによって検討されている。
- (5) 井上勝生「幕末公家の政治空間」(笠谷和比古編『公家と武家Ⅱ「家」の比較文明的的研究』思文閣出版一九九九、清水善仁「江戸時代の縁家について―武家から公家への助力金を中心に―」(『中央史学』二八 二〇〇五、家近良樹『幕末の朝廷』中央公論社二〇〇七など。
- (6) 白根孝胤「御三家における縁戚関係の形成と江戸屋敷」(徳川林政史研究所研究紀要』四一 二〇〇七)。
- (7) 稲垣知子「近世大名の家格と婚姻再論」(林董一博士古稀記念論文集刊行会編『近世近代の法と社会』一九九八)、「近世大名の婚姻範囲」(『法制史研究』五〇 二〇〇〇)、「近世大名の家格と婚姻再論」(『東海地域文化研究』九 一九九八)など。
- (8) 高橋博「大名佐竹家の婚姻・通婚圏と幕藩関係」(『学習院史学』三三二 一九九四)。
- (9) 平井前掲「江戸時代の婚姻」。
- (10) 公家との縁組に言及した研究については前掲註四(1)・(2)を参照。なお、中世後期については、水野智之が考察を行っている(『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館二〇〇五)。
- (11) 帯刀千秋「加賀藩前田家の縁組に関する考察」(田中喜男『日本海地域史研究』第六輯 一九八四)。
- (12) 近藤磐雄編『加賀松雲公』上・中・下巻 羽野知頭(出版

者)一九〇九。近藤氏は、二条家との縁組をはじめ、三条西家や高辻家などとの文化的・学問的な交流や、綱紀の上落など、政治的活動や文化の側面から数多くの事実を提示している。しかし前田綱紀を顕彰する伝記としての性格が強く、その評価には慎重である必要がある。

- (13) 松方前掲「近世中・後期大名社会の構造」二二五頁。松方冬子氏によれば「通路」とは、近世武家社会において「藩主を(形式上の)主体とする近世大名の家と家との交際」を特に意味し、加賀藩においてはこのような関係を史料上「通路」と称したとする。加賀藩の場合は、公家も大名・旗本などと同様に「御通路帳」(「通路」の相手を列記したもの)に列記されていることから、加賀藩の場合は公家との交際においても「通路」という語を用いることに問題はないと判断し、大名公家間の家同士の交際においても「通路」の語を用いる。

- (14) 現在加越能文庫には、「御通路諸侯」(特一六・一三・七)と題する近世中期から明治初年について記されたものが一つ、「御通路帳」と題する、それぞれ①享保十二・三年(特一六・一三・九)、②天明期(特一六・一三・一〇)、③寛政期(特一六・一三・一一)、④化政期(明治九年(特一六・一三・八)について記した四つが存在し、イロハ順に大名・旗本・公家・寺社の家名、官位、石高などが列記されている。詳細は松方前掲「近世中・後期大名社会の構造」を参照のこと。

- (15) 綱吉生母桂昌院は、二条家家司北小路宗正の養女とされており(北原章男「桂昌院」『国史大辞典』五 吉川弘文館一九八四)、二条家は桂昌院と関係を有した。

- (16) 近藤前掲『加賀松雲公』、帯刀前掲「加賀藩前田家の縁組に関する考察」、若林喜三郎『前田綱紀』吉川弘文館一九六一。

- (17) 「袖裏雑記」十五「延享三年六月十八日付年寄・家老宛筆人・外記書状」(加越能文庫 特一六・二八・二〇・一五)。

- (18) 「政隣記」享保二〇年十月七日条(『加賀藩史料』第六編 九〇六・九〇七頁)。

- (19) 「政隣記」元文元年十二月十一日条(『加賀藩史料』第六編 九六〇・九六一頁)。

- (20) 「政隣記」は加賀藩士津田政隣(文化一一年死去)が、天文七年(文化一一年)までの加賀藩の歴史的事実を編年体で記録したもの。当時存在した史料をもとに作成されたと考えられるが、史料の引用註はない。津田は町奉行や宗門奉行などを歴任した(金沢市立図書館編『加越能文庫解説目録』上巻 一九七五)。

- (21) 「袖裏雑記」延享三年六月十八日条(『加賀藩史料』第七編 三七六頁)。

- (22) 「政隣記」宝暦元年正月九日条(『加賀藩史料』第七編 六三五頁)。

(23) 「政隣記」宝暦元年六月十五日条(『加賀藩史料』第七編六四九・六五〇頁)。

(24) この事実は帯刀前掲「加賀藩前田家の縁組に関する考察」において指摘されている。

(25) 公家から武家へ嫁ぐケースと武家から公家へ嫁ぐケースでは、血縁の発生の仕方が異なり、輿入料や結納金などの問題も発生するため、本来これらの違いを考慮に入れる必要があるが、詳細は今後の課題としたい。ただし二条家の事例をみると、(前田↓二条)・(二条↓前田)双方とも謝絶の対象となつてゐる。また後述する鷹司家の事例についても、(前田↓鷹司)・(鷹司↓前田)両方のケースがあり、双方とも成立している。加賀藩前田家と摂家との縁組の場合、嫁ぎ元であるか嫁ぎ先であるかの違いは大きく影響していなかつたと思われる。

(26) 「袖裏雑記」は年寄役をつとめた奥村尚寛(宝暦七、享和三)が、多量に保存されていた近世前期以来の藩の法令を類別編纂したものである(前掲『加越能文庫解説目録』上巻)。

(27) 親翰とは藩主の書状である。

(28) 前田齊泰は最終的に徳川家斉女と縁組を結んでゐる。

(29) 「近世の天皇・朝廷研究第三回大会」の当日にフロアから「江戸向」の解釈について質問を頂き、「江戸向」の解釈についてご指摘を受けた。史料二の「江戸向」とは明らかに縁組の

対象である。「江戸向」を將軍家と限定することは、家斉子女が諸大名へ嫁いでいる状況があるとはいへ、將軍家以外の縁組を謝絶するということになり、現実的ではない。また実際勝千代(のちの前田齊泰)は文政六(一八一三)年に家斉女溶姫と縁組を結んでゐる。史料二では「此後御出生有之次第御縁約」としてゐることから、二条家は勝千代を縁組の候補とはしておらず、「江戸向」は將軍家以外との縁組謝絶という論理を、二条家への縁組謝絶の論理とするにも無理がある。また後述するように、加賀藩前田家は紀伊家・尾張家及び高松藩松平家・会津藩松平家など、御三家・徳川一門の大名と縁組を結んでゐる。従つてこの場合の「江戸向」とは、「御三家・徳川一門を中心とする大名」と解釈すべきであろう。

(30) この点についても、帯刀前掲「加賀藩前田家の縁組に関する考察」は言及している。

(31) 史料三中の前田家による「家柄御懇望」がどのような事柄を指しているのかについては、詳細は不明であり、今後の課題である。

(32) 「袖裏雑記」二十一(加越能文庫 特一六・二八二〇二一)。

(33) 「袖裏雑記」安永八年(『加賀藩史料』第九編 安永八年正月二十八日条 二三九・二四〇頁)。

(34) 「袖裏雑記」十七 宝暦四年正月ヨリ同四年二月マデ 御親

翰帳之内（加越能文庫 特一六・二八・二〇・一七）。

説目録』下巻）。

(35) 家老役をつとめた前田道済による家老の職務記録である（金沢市立図書館編『加越能文庫解説目録』下巻一九八一）。

(40) 徳田寿秋『前田慶寧と幕末維新』北国新聞社二〇〇七 三五八頁。

(36) 先述のように、当時は「江戸向之外」・「京都向」との縁組を謝絶している状況であり、鷹司家との縁組について、江戸の齊広と金沢の年寄・家老らとの間で鷹司家との縁組の可否について相談がなされたため、回答が保留された可能性もある。

(41) 「御用方手留」安政五年四月二日条（『加賀藩史料』幕末編上巻九三九・九四〇頁）。

(42) 「御親翰帳之書抜」天保元年八月条（『加賀藩史料』第十四編四八・四九頁）。

(43) どのような人物であるか、詳細は不明である。

(37) 大会当日にフロアから、何故前田家は鷹司家側から縁組を希望したような形にしたのか、とのご質問を頂いた。この点については、幕府向への支障のためや、本来鷹司家から前田家へ要請したことであり、体裁を整えるためなど、様々な要因が考えられるが、現段階では詳細は判然とせず、今後の課題としたい。

(44) 本稿では重ねて同じ家と縁組を行うという意味で使用する。

(45) 帯刀前掲「加賀藩前田家の縁組に関する考察」一七三頁。

(46) 大会当日フロアより、二条家との縁組の有無と助力金との関係についてご質問を頂き、大会終了後に、現実の血縁の削除は助力の拒否や交渉の可能性を広げられるのではないかとのご指摘を頂いた。しかし実際には、宝永期に二条家から二千両の助力要請があった際には、五百両のみを二条家へ渡しており「壽姫様御婚姻一件」（加越能文庫 特一六・一六八四）、実際に血縁を有していた期間においても、二条家の要請を全面的に受け入れていたわけではない。ただし現実の血縁の有無が助力金に影響する可能性は否定できず、この点は今後の課題としたい。

(38) 「官私随筆」文政一二年二月五日条（『加賀藩史料』第十三編八三六頁）・「官私随筆」文政一一年三月二十二日条（『加賀藩史料』第十三編八五二頁）。「官私随筆」は年寄奥村栄実による公務関係の公私雑記である（前掲『加越能文庫解説目録』下巻）。

(47) 藩主重教には嗣子が存在していなかったため、將軍家から養子を迎えることを希望したが、藩士たちの反対から藩内の

(39) 「本多政和覚書」天保二年正月十七日条（『加賀藩史料』第十四編九一・九二頁）。「本多政和覚書」は年寄本多政和（文政一二〜天保一二）の職務日記である（前掲『加越能文庫解

説目録』下巻）。

勝興寺に入寺していた前田吉徳の十男蘭真を養子とすることを決定した。明和五年から蘭真の説得を開始し、同六年に蘭真を養子として迎えている(金沢市中央編纂委員会編『金沢市史 通史編二 近世』、金沢市二〇〇五、高岡市中央編纂委員会編『高岡市史』 中巻 青林書院新社一九六三)。

(48) 「大梁公継統事件」(加越能文庫 特一六・一〇七三)。これは年寄村井長穹による前田重教の隠居・同治脩の家督相続に関する記録である。

(49) 「御附方御用留」(加越能文庫 特一六・四二五五)天保二年九月十三日条。

(50) 松尾美恵子「大名の殿席と家格」『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五五年度一九八一。

(51) 竹内誠「寛政改革」(岩波講座『日本歴史十二 近世四』岩波書店一九七六所収)。

(52) 山本博文『徳川將軍家の結婚』(文春新書二〇〇五)。

(53) 山口前掲「朝廷と公家社会」、稲垣前掲「近世大名の家格と婚姻再論」・「近世大名の婚姻範囲」・「近世大名の家格と婚姻再論」など。

(54) 久保前掲「基熙公記にみえる公家と大名」。

(55) 久保前掲「江戸時代における公武婚姻―池田輝子を事例として―」。

(56) 『寛政重修諸家譜』続群書類従完成会、木村礎・藤野保・村

上直編『藩史大事典』六 雄山閣出版一九九〇。

(57) 高埜利彦「禁中並公家諸法度」についての「考察」『学習院大学史料館紀要』五 一九八九 一六頁。政熙は寛政七(一七九五)〜文化一一(二八一四)(一九年間)、政通は文政六(一八二三)〜安政三(一八五六)(三三年間)に閑白に就任している。

(58) 高埜利彦『江戸幕府と朝廷』山川出版二〇〇一。

(59) 井上勝生「幕末政治史のなかの天皇」『講座前近代の天皇二』青木書店一九九三所収)、家近前掲『幕末の朝廷』などを参照のこと。

(60) 例えば天皇即位式には、五万石以上および四品の大名が進献の使を京都に派遣し、同時に將軍家へも祝いの進献をおこなう制度になっており(宮地正人『天皇制の政治史的研究』校倉書房一九八一 三六頁)、禁裏での進献行為は大名の家格差が反映される形で行われたことが指摘されている(白根孝胤「天皇即位における「諸大夫」年寄と公武関係」『徳川林政史研究所研究紀要』三八 二〇〇四 九七頁)。

(61) 実際に薩摩藩島津家が、口宣案など武家官位の叙任書類を受け取る使者を京都に派遣する際、近衛家の家礼である平松家から便宜をうけていたことが明らかにされている(笠谷和比古「平松家文書解題」『史料館所蔵史料目録』三一集一九八〇)。

(62) 拙稿「近世における武家領主の家督相続儀礼と朝廷」(『東京大学 日本史学研究室紀要別冊近世政治史論叢』二〇一〇) 掲載予定。

(63) 同右。

(64) 『日本歴史体系』三 近世八九三頁、藤田覚「一九世紀前半の日本」(『岩波講座日本通史 近世五』岩波書店一九九五)・

「天保期の朝廷と幕府」(『日本歴史』六一六 一九九九)。

(65) 小野将「近世後期の林家と朝幕関係」『史学雑誌』一〇二一 六一九三。

(66) 藤田前掲「天保期の朝廷と幕府」。家斉の正室広台院は薩摩藩主島津重豪の息女であり、近衛家の養女である。

(67) 山本前掲『徳川將軍家の結婚』。有君は文政一一年に家定の御台所に決定したのち、天保二年に御広式に入り、天保一二年に縁組、嘉永元年に死去。

(68) 「両敬」とは「江戸時代、親戚の間柄にある大名・小名が相互の訪問・応対・文通などの交際に、同等の敬礼を用いたこと」(小学館『日本国語大辞典』)と定義されている(松方前掲「両敬の研究」)。

(69) 前田家の極官は従三位参議であり、江戸城での殿席は大廊下下段であったのに対し、この斉昌の段階の蜂須賀家は従四位上左少将を極官とし、殿席も大広間であった。なお松方冬子氏は、前田家などの外様大藩の「両敬」については、独自

に設定された親類縁者の中の、さらに一部と結んでいたことを指摘している(松方前掲「両敬の研究」)。

(70) こうした事例が一般的なものであるかは現時点では不明であり、今後の課題としたい。

(71) 母利前掲「近世大名と公家—公武間交際における「由緒」と「通路」—」。

(72) 「御通路諸侯」(加越能文庫 特一六・一三七)。

(73) 「御通路諸侯」(加越能文庫 特一六・一三七) 明君。

(74) 澤博勝『近世宗教社会論』吉川弘文館二〇〇八。

(75) 西本願寺内の教義論争が全国規模の紛争に発展した三業惑乱に関連し、江戸に召預となっていた勝興寺住持の帰国を要求する百姓が、西本願寺金沢別院などに参集した事件。

(76) 若林喜三郎『加賀藩農政史の研究』下 吉川弘文館一九七二 四四九頁。

(77) 「御家老方等諸事留」④ 天保六年三月三日条(加越能文庫 特一六・四一・一七八)

(78) 大会当日フロアから、朝廷の政治的浮上とは具体的にいつからを指すのか、という質問を頂いた。嘉永六(一八五三)年のペリー来航時に、阿部正弘政権が諸大名や朝廷に意見を求めたことは周知の事実である。しかし筆者は現実には、安政のよる勅許が、幕政において実体として機能したのは、安政の条約勅許をめぐる問題が最初の本格的なものであったと考え

ている。従って、本稿で朝廷の「政治的浮上」といった場合、
具体的には安政期前後の状況を指す。

〔付記〕本稿は二〇〇九年九月十三日に行われた「近世の天皇・
朝廷研究第三回大会」において、「近世後期の加賀藩前田家と摂家」
と題して行った報告をもとに、大会当日において頂いたご意見や
ご批判を踏まえ、新たな史料も加えて、加筆・修正を行ったもの
であり、平成二二年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費二一・
九九三二）による研究成果の一部である。史料の閲覧には、金沢
市立玉川図書館近世史料館のお世話になり、「近世の天皇・朝廷・
研究第三回大会」においてご意見・ご批判を頂いた方々をはじめ、
女院御所研究会の方々からは準備報告の段階から貴重なご意見を
賜った。末筆ながら謝意を表したい。

（東京大学大学院人文社会系研究科）